

盛りだ!



開催しました

を楽しむイベントを



市内各地域で夏祭りを開催！各会場では、多くの方がイベントを楽しんでいる様子が見られました。そんな夏祭りの一部を紙面で紹介します。



市制施行70周年・合併20周年記念 太田まつり
～夏だ！祭りだ！みんなで！和ッジョイ～
8月11日 in 市役所本庁、パルティホール、カインズホーム・フォレストモール敷地内



第20回さとみ夏まつり
8月13日 in 里美ふれあい館イベント広場



常陸太田駅夏物語2024
8月24日 in 常陸太田駅前広場



姉妹都市交流事業報告



「第40回うしくかっぱ祭り」に参加しました



7月27日、姉妹都市牛久市最大の祭りである「第40回うしくかっぱ祭り」に、市民交流団36人が参加しました。

都市提携が行われました。祭りをおして牛久市の方々との交流を深めるとともに、「一番の盛り上がり」をみせる、河童ばやし踊りパレードにおいては、昨年の「触れ合い賞」に続き「団結賞」を受賞しました。



秋田竿燈まつり市民交流団派遣事業



常陸太田の地が生んだ戦国の名將「佐竹氏」を縁とした姉妹都市である秋田市との交流事業として、8月3日～4日、市民交流団35人が秋田竿燈まつりを訪問しました。

感激していました。次の日には、久保田城址につくられた千秋公園を訪問し、佐竹氏の歴史について学びました。「秋田市の歴史や文化を感じることができ、常陸太田市にも秋田市にも親しみを感じることが出来た」などの声があり、秋田市との友好の絆をさらに深めることができた2日間となりました。

文化財公開「集中曝涼」を開催します

市内に数多く伝えられる、普段は見ることのできない貴重な仏像や絵画などを、虫干しを兼ねて特別に公開します。茨城大・常磐大の学生が解説してくれるので、初めての方でも安心。この機会にぜひ、地域のお宝をご覧ください。

◆とき：10月19日(土)・20日(日)

午前10時～午後3時30分(一部午後3時まで)

*荒天中止(雨天時は一部公開制限)

◆ところ：下表のとおり

◆同時開催

●スタンプラリー…各会場を巡って、スタンプを集めましょう。

スタンプ3つ以上で記念品をプレゼント。

●集中曝涼PR隊…個人のSNSアカウントにて「#集中曝涼2024」をつけて投稿するか、本市の曝涼に関する投稿をリポストまたはシェアしてくれた方に、オリジナルステッカーをプレゼント。

*都合により公開時間などが変更になる場合があります。

*公開される文化財やイベント情報については、市のホームページをご覧ください。



市ホームページ
(集中曝涼)



公開場所一覧

No.	公開場所名称	所在地	公開時間	スタンプラリー実施会場
1	東金砂神社	天下野町9740	午後3時まで	○
2	東染林業センター(東染郷倉)	東染町1316-1	午後3時まで	
3	賀美発電所	上深荻町320	午後3時まで(19日のみ)	
4	中染阿弥陀堂	中染町23	午後3時まで	○
5	菊蓮寺	上宮河内町3600	午後3時まで	○
6	西光寺	下利員町957	午後3時まで	○
7	正宗寺	増井町1514	午後3時まで	○
8	旧町屋変電所および町屋発電所跡	西河内下町1382-1	午後3時30分まで	○
9	久昌寺	新宿町239	午後3時30分まで	○
10	太田一高	栄町58	午後3時30分まで(20日のみ)	
11	青蓮寺	東連地町200	午後3時まで	○
12	来迎院	大里町3708	午後3時30分まで	○
13	香仙寺	松栄町615	午後3時30分まで(19日のみ)	○
14	中野富士山古墳	中野町511ほか	午後3時30分まで(19日のみ)	
15	星神社古墳	小島町757-1	午後3時30分まで	○
16	梵天山古墳	島町2317	午後3時30分まで	
17	枕石寺	上河合町1102-1	午後3時30分まで(20日のみ)	○
18	馬場八幡宮	馬場町573-1	午後3時30分まで	○
19	寿松院(新規公開場所)	田渡町335	午後3時30分まで	
20	駿河屋宮田書店店舗兼主屋	内堀町2357	午後3時30分まで(19日のみ営業)	
21	旧稲田家住宅赤煉瓦蔵	東一町2295-2	午後3時30分まで	
22	立川醤油店店舗および主屋	西二町2177	午後3時30分まで	
23	成田山真福寺	金井町1894	午後3時まで(19日のみ)	
協賛	天神林町集落センター	天神林町2407-4	午後3時30分まで	
★	郷土資料館梅津会館	西二町2186	午前9時～午後5時	○

国民年金通信

国民年金Q&A よくある質問にお答えします

◆申：保険年金課年金医療係（内線118）／各支所
◆問：水戸北年金事務所国民年金課（029-231-2283）

Q 今年で20歳になります。国民年金には加入しなければいけないのですか？

A 20歳になれば、必ず国民年金に加入することとなります（厚生年金・共済年金の加入者を除く）。20歳の誕生日を迎えると、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」が届きます。なお、学生で保険料を納付することが困難な場合は、学生納付特例制度が利用できます。

Q 会社を退職しました。1カ月後に別の会社に就職する予定ですが、国民年金の手続きは必要ですか？

A 退職や雇用形態が変わるなどにより、厚生年金・共済年金をやめたときは、短い期間であっても国民年金の資格取得の届出が必要です。

Q 厚生年金に加入していた夫（妻）が定年退職しました。何か手続きが必要ですか？

A 配偶者が定年退職して、厚生年金・共済年金の扶養からはずれた方は、60歳まで国民年金に加入することとなります。健康保険が任意継続被保険者であっても、国民年金は、被扶養者（3号被保険者）から、ご自身で国民年金保険料を納める

1号被保険者への種別変更手続きが必要です。

Q 年金手帳を紛失してしまいました。再発行はできますか？

A 年金手帳は令和4年4月1日から廃止されたため、再発行はできません。年金手帳のかわりに基礎年金番号通知書を発行できますので、国民年金1号被保険者は、市役所で手続きをしてください。基礎年金番号通知書は、申請してから数週間後に、日本年金機構からご自宅へ郵送されます。なお、お急ぎの場合は、身分証明書等を持参の上、水戸北年金事務所でも本人が手続きをしてください。

*厚生年金加入中の方は勤務先、配偶者の扶養に入っている方（3号被保険者）は配偶者の勤務先で申請してください。

Q 将来受け取る年金額が増える制度があるって本当？

A 国民年金保険料（16980円／月額・令和6年度）に加えて、月額400円の付加保険料を納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

●付加保険料を納めることができるのは、国民年金1号被保険者および任意加入被保険者です。

●付加保険料の納付は、申し込みをした月分からとなります。

●付加年金（年額）は、「付加保険料納付月数×200円」で計算します。年金を受け取り始めて2年で、納付した付加保険料の合計金額に見合う付加年金額を受け取ることができます。

Q 所得が少なく保険料を納めることが困難です。どうすればいいですか？

A 前年の所得に応じて、保険料の全額または部が免除となる「保険料免除制度」や、50歳未満の方には「納付猶予制度」があります。免除や納付猶予が承認された期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間として認められます。

*免除を受けるための基準額等、詳しくはお問い合わせください。

Q 60歳になりましたが、20歳の頃に3カ月分の未納があります。満額の年金を受け取ることはできますか？

A 満額の老齢基礎年金を受け取るためには、20歳から60歳までの40年

間保険料を納めなければなりません。10年の年金受給資格期間を満たして、過去に未納があり年金額を満額に近づけたい方は、60歳から65歳までの間に国民年金に任意加入して、保険料を納めることができます。また、年金受給資格期間を満たしていない方は、70歳になるまで任意加入することができます。納付は加入した月分から、原則口座振替となります。

Q ねんきん定期便とは何ですか？

A ねんきん定期便は、被保険者ひとりに対して、保険料納付の実績や将来の年金給付に関する情報をわかりやすく通知して確認をしてもらうものです。「ねんきん定期便」の送付対象者は、国民年金、厚生年金の被保険者で毎年誕生日にハガキで送付されます。「ねんきん定期便」には、「これまでの年金加入期間」「これまでの保険料納付額」が記載されます。また、50歳未満の人には「これまでの加入実績に応じた年金額」、50歳以上の人には「老齢年金の見込額」が記載されています。

令和5年度分 人事行政の運営状況のお知らせ

人事行政の公平性と透明性を高めるため「市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の規定により、令和5年度の人事行政等の運営等の状況のうち、主なものについて公表します。

① 職員の任免および職員数に関する状況

◇採用者数 (R5.4.2～R6.4.1)

区分	試験採用	再任用等	計
行政職	10人	2人	12人
医療職	3人	0人	3人
消防職	4人	0人	4人
技能労務職	0人	0人	0人
計	17人	2人	19人

* 短時間勤務職員は除く。行政職には企業職を含む。

◇退職者数 (R5.4.1～R6.3.31)

区分	定年 (61歳)	勲奨	再任用 満了	普通	その他	計
行政職	0人	4人	9人	11人	0人	24人
医療職	0人	0人	0人	1人	0人	1人
消防職	0人	0人	0人	1人	0人	1人
技能労務職	0人	0人	2人	0人	1人	3人
計	0人	4人	11人	13人	1人	29人

◇職員数の状況

区分	R5.4.1	R6.4.1	対前年増減
一般行政部門	350人	342人	△8人
教育部門	74人	72人	△2人
消防部門	88人	91人	3人
公営企業等会計部門	47人	44人	△3人
計	559人	549人	△10人

② 人事評価の状況

地方公務員法23条の2第1項に基づき、能力および業績を評価し、任用、給与その他の人事管理の基礎資料とする。

◇能力評価: 職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価する。

◇業績評価: 業務目標の達成度により、その業務上の業績を客観的に評価する。

◇評価期間: 4月1日～翌年3月31日

③ 職員の給与の状況

(1) 一般行政職の給与の状況 (R6.4.1現在)

初任給	平均給料月額	平均年齢	期末・勤勉手当
大卒 196,200円	326,577円	44.4歳	期末手当 勤勉手当
高卒 166,600円			6月期 1.225月分 0.985月分
			12月期 1.225月分 0.985月分
			計 2.450月分 1.970月分

(2) 特別職の報酬等の状況 (R6.4.1現在)

区分	給料・報酬の月額	期末手当
市長	885,000円	6月期 1.70月 12月期 1.70月 計 3.40月
副市長	705,000円	
教育長	665,000円	
議長	460,000円	
副議長	415,000円	
議員	395,000円	

④ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間 (R6.4.1現在)

○午前8時30分～午後5時15分

○休憩時間…正午～午後1時

* 特別の勤務 (保育所等) に従事する職員の場合は異なる。

(2) 休暇 (R6.4.1現在)

年次休暇	・1月1日に在職する職員に対して、1年につき20日 ・年の途中において新たに職員となる者は、当該年における在職期間に応じた日数 (例: 4月1日採用者は15日)
療養休暇	・職員が負傷または疾病のため療養する必要があるが、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 ・90日以内において必要最小限の期間
特別休暇	・選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として、市規則で定める場合に必要と認められる期間
介護休暇	・配偶者、父母、子等の生計を一にする親族を、負傷、疾病または高齢により2週間以上の期間にわたり介護する職員に対し、6か月を限度に付与 (無給)
不妊治療休暇	・特定不妊治療 (体外受精・顕微授精) を受ける職員に対し、1年を限度に付与 (無給)

⑤ 職員の分限処分および懲戒処分の状況 (令和5年度)

(1) 分限処分……28件 (2) 懲戒処分……1件

⑥ 職員の服務の状況

(1) 育児休業の取得者数……10人 (令和5年度の新規取得者)

(2) 部分休業の取得者数……2人 (令和5年度の新規取得者)

⑦ 職員の研修の状況 (令和5年度)

区分	研修内容	延人員
階層別研修	茨城県自治研修所の階層別研修、新規採用職員研修 (庁内研修) 等	122人
実務・教養研修	ハラスメント研修、メンタルヘルス研修、ワーキンググループ研修等	166人
派遣研修	関東経済産業局実務研修、茨城県実務研修等	6人
自主教育	通信教育14講座	24人
計		318人

⑧ 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

ア 茨城県市町村職員共済組合

主な事業	事業の内容
短期給付事業	組合員とその家族の病気・出産・災害等に対し必要な給付を行う
長期給付事業	組合員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う
福祉事業	健康の保持増進事業や保養施設の運営、住宅資金の貸付等を行う

* 保育教諭および幼稚園教諭は、公立学校共済組合の組合員となっています。

イ 常陸太田市職員共済会

主な事業	事業の内容
給付事業	各種見舞金、祝金、弔慰金等の給付を行う
福利厚生事業	職員レクリエーションの実施 人間ドック助成、自主活動 (資格取得等) 助成を行う

ウ その他

主な事業	事業の内容
職員の健康診断	定期健康診断・各種がん検診
メンタルヘルスケア	ストレスチェックや心の健康相談等の実施

(2) 公務災害補償の状況 (令和5年度)

項目	認定件数
公務災害	1件
通勤災害	0件

(3) 公平委員会の業務の状況 (令和5年度)

勤務時間その他勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申し立てはありませんでした。



○新しく農業を始めたい

START

農林業のすすめ

○UIターン就農奨励金

市外から転入し認定農業者や認定新規就農者の認定を受けた農業者に奨励金を交付。

○就農者等家賃助成金

市内に住宅を有しない、新規就農者および市内の農家において研修する研修者に対し家賃の一部を助成。

○中古農機具購入事業費補助金

販売する畑作物の生産をする農業者に対し、営農初期投資の軽減のため、中古農機具購入費を補助。

○軽貨物車両購入事業費補助金

認定新規就農者の営農初期投資の軽減のため、軽トラ等軽貨物車両購入費を補助。

○新規就農者育成総合対策経営開始資金

農業経営を始めて間もない時期の所得を確保する資金を交付(国支援)。



○農業のスキルアップをしたい

少しずつ慣れてきた!
スキルアップをしていきたい!



○少量多品目生産売れ筋野菜栽培講座

○農耕用免許取得補助金

農作業に必要な大型特殊免許、けん引免許の取得を支援。



○販路を拡大したい

できることも増えてきた!
つぎは販路拡大!



○農林水産物加工品開発等支援事業

常陸太田市産の農林水産物を活用した加工品等の商品開発や既存商品のグレードアップ等の付加価値向上に取り組み、販売の拡大を図ろうとする方を支援。

○認証特産品への登録

市内の農林水産物および加工品等を「市の特産品」として認証し、生産拡大および販売促進の取り組みを推進しています。

○常陸太田朝市への出店

地産地消および消費者と生産者の交流の推進と市民共有のシンボルのふれあいの場の提供を目的として、毎月第3日曜日に「常陸太田朝市」を開催中。さらなる朝市の魅力アップにつなげるため、新たな会員を募集しています。



○経営規模を拡大したい

販路も順調!
規模を拡大していきたい!



○農地利用効率化等支援交付金

地域の担い手が、農業経営の発展・改善を目的として、金融機関からの融資を活用して農業用機械等取得等を助成。

○少量多品目生産売れ筋野菜栽培農業用簡易ハウス整備事業

常陸太田市産の農産物の安定生産および品質向上、有利販売を促進するため、農業用簡易ハウス(ビニールハウス)を設置する費用を助成。

○中山間地域農業基盤整備促進事業

簡易な基盤整備により、中山間地域特有の地理的条件を克服し、野菜や枝物の生産振興や農業者の経営規模拡大を支援(県支援)。

農業するなら常陸太田!
充実のサポート体制で頑張る皆さんを応援します!





○地域で環境保全に取り組みたい

環境にやさしい農業や、中山間地域等での農業の継続、農地や水路、農道を荒れないよう地域環境を守る活動に取り組む団体に対する支援があります。

- 環境保全型農業直接支払交付金
- 中山間地域等直接支払交付金
- 多面的機能支払交付金



常陸太田市の
木の家に住みたい!



○森林を整備したい

- 造林事業
森林を造成する植栽や健全な森林を育成する除間伐等の森林整備経費の一部を助成。

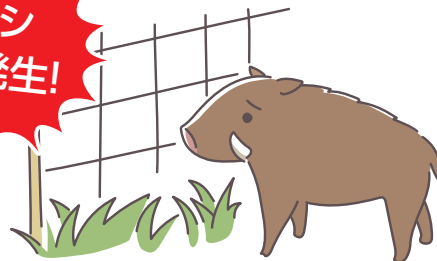
○地域材を利用して木造住宅を建てたい

- 木造住宅建築助成金
市産材(市内で生産された木材)を使用した木造の住宅を建築する方に対し助成金を交付。

○イノシシ等の被害を減らしたい

- イノシシ等被害防止対策設備購入事業費助成
イノシシやハクビシン等による農作物の被害を防止するため、電気柵等の被害防止対策設備の購入費用を助成。

イノシシ
被害が発生!



過去3年間で9人の方が各支援を受けて新規就農者として市内で営農しています。自分にあった支援がわからない、支援を受けるための要件を詳しく知りたい場合は、市ホームページまたは農政課までお問い合わせください。
*いずれの支援についても予算に限りがあります。



市ホームページ
(農林業のすすめ)



農作業中の事故にご注意ください!

少しの油断や作業中の操作ミスが、重大な事故につながるので、もう一度農作業の安全対策を見直しましょう。

- ・例年、繁忙期である9月～10月はコンバインによる事故が特に多くなっています。
- ・死亡事故の中でも多いのは、コンバインなど乗用型機械の転落・転倒によるものであり、農道からの転落が主な要因となっています。
- ・コンバインは小さな段差でも傾きやすい機械のため、ほ場進入路など狭い場所では、特に慎重な作業が必要です。
- ・また、運転席からの死角も多いため、後退するコンバインに補助者が巻き込まれた死亡事故も発生しています。
- * 運転手は、常に周囲の状況を確認し、補助者に対し合図をしてから作業を行う習慣を徹底しましょう。
- ・なお、コンバインやトラクターなどは場から道路に出る際には、必ず泥を落としてから走行するようにお願いします。



INFORMATION

消費生活相談

被害回復は困難! SNS上で著名人を
名乗る投資話の勧誘に注意

事例

投資を考えていたら、有名経済評論家主催の投資相談のSNS
広告が表示された。100万円が1億円になったという体験談に
ひかれメッセージアプリに登録すると、評論家のアシスタントを
名乗る人から投資話が届いた。有名な評論家なら信用できると
思い100万円を振り込むと、利益を増やすために100万円
を追加するように言われ、その後も次々と勧められ総額150
0万円振り込んだ。運用状況を確認すると6千万円の利益が出
ていたので引き出そうと思ったら、手数料や税金約2200万円
を支払わないと出金できないといわれた。

トラブルにあわないために

- ・SNS上で、消費者を信用させるために、著名人本人に無断で名前や写真を使用した投資勧誘が横行しています。著名人の公式サイトや公式アカウント等で注意喚起が出ていないか、まずは確認するようにしましょう。
- ・投資資金の振込先に個人の名義の口座を指定された場合は詐欺です。絶対に振り込まないでください。相手と連絡が取れなくなるなど被害回復は困難です。安易に資金を振り込むことはやめましょう。
- ・困ったときは、消費生活センター等にご相談ください。

◆問:市消費生活センター(市民協働推進課内 70・1322)

